

| 会 議 記 録 |                                                                                           |      |         |             |              |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|-------------|--------------|
| 会議の名称   | 決算特別委員会<br>(全体会)                                                                          |      |         | 会議場所 全員協議会室 |              |
|         |                                                                                           |      |         | 担当職員 鈴木 智   |              |
| 日 時     | 平成29年9月26日(火曜日)                                                                           |      |         | 開 議         | 午前 11 時 05 分 |
|         |                                                                                           |      |         | 閉 議         | 午後 2 時 36 分  |
| 出席委員    | 小島委員長、小川副委員長(環境厚生分科会委員長)、竹田総務文教分科会委員長、奥村産業建設分科会委員長 ほか委員16人<br>〔湊議長、菱田議員(委員外議員)〕 (欠席:明田委員) |      |         |             |              |
| 執行機関出席者 |                                                                                           |      |         |             |              |
| 事務局出席者  | 片岡事務局長、山内次長、船越副課長、鈴木議事調査係長、池永主任、山末主事                                                      |      |         |             |              |
| 傍聴      | 可                                                                                         | 市民1名 | 報道関係者1名 | 執行機関0名      | —            |

## 会 議 の 概 要

11 : 05

### 1 開 議

〔小島委員長 開議〕

〔事務局長 説明〕

### 2 決算審査

#### (1) 分科会委員長報告(報告、質疑)

〔報告〕

〔竹田総務文教分科会委員長 分科会審査報告〕

〔小川環境厚生分科会委員長 分科会審査報告〕

〔奥村産業建設分科会委員長 分科会審査報告〕

〔質疑〕

<酒井委員>

総務文教分科会の指摘要望事項「文化センターの管理運営に関して、行政が主体性を持って行うこと」について、どのような経緯と論点があったのか。

<竹田委員(総務文教分科会委員長)>

これについての質疑があったが、答弁は本会議の通りという程度で終わっている。

<酒井委員>

文化センターの管理運営に関して、本会議で述べられたことをもう一度委員会で答弁されたのか。

<竹田委員(総務文教分科会委員長)>

本会議で述べた以上のことはないという内容であった。そこでは質疑、答弁で終わり議論が深まることなく終わっている。

<酒井委員>

人権福祉センターの利用についてであるのか。

<竹田委員（総務文教分科会委員長）>

その通りである。

11 : 16

## （２）事務事業評価（分科会）結果（質疑）

〔質疑〕

<酒井委員>

産業建設分科会の農業公園の管理運営について、どのような課題や論点があったのか。

<奥村委員（産業建設分科会委員長）>

農業公園は平成２８年度までは、農業公社が管理していた。農業公社の管理運営経費に、福利厚生等の経費が含まれており、農業公園の管理自体の支出が少なかったことについて議論があった。会計上は適正であったが、約６０万円の残額が出ていた。平成２６年度、平成２７年度は赤字であった。単費で高額である。平成２９年度については、シルバー人材センターが指定管理者となっているが、額はそれほど下がっていない。委員会としては、地元と連携して管理していただく方がよりスムーズにいくと考えている。このため、指定管理について、もう一度考え直してはどうかという意見であった。指定管理の期間は４年間であるので、見直しできるかを検討していきたいとのことである。

## （３）委員間討議

<小島委員長>

自由討議を行うか意見はないか。その場合、論点を明確にしていきたい。

<酒井委員>

委員長報告や事務事業評価結果を見ていると、すべての分科会において、公の施設の管理について出されている。総務文教分科会では、文化センター等の管理運営であり、環境厚生分科会では老人福祉センターである。また、産業建設分科会では、農業公園であり、それぞれ共通した項目であるので、全体会で論点とするのがよいと考える。

<小島委員長>

決算審査全体と事務事業評価を分けて進めていきたいと考えるがどうか。

<酒井委員>

進行上分けることとされているが、これを分けるのは、効率的ではないので一緒にしていただきたい。

<小島委員長>

酒井委員から、公の施設管理について、委員間討議の意見が出ている。これについて、意見はないか。

<酒井委員>

何を話すか分からないので、反応がないと思う。環境厚生分科会では、老人福祉センターは使用申請書も出されていなかった。このような問題について、統一して適正な利用となるよう話し合いたい。

(委員間討議なし)

<奥村委員>

産業建設分科会の事務事業評価結果について、2.商工業振興対策経費、3.観光推進経費は、見直しの上継続としているが、委員会の趣旨としては、見直しの上継続・拡充であった。しかし、その評価項目がなかったので、意見等の中に、拡充を図られたいと記載している。

11 : 29

<休憩 11 : 29 ~ 13 : 00>

13 : 00

#### (4) 討論

<並河委員>

第6号議案(一般会計決算)、第13号議案(土地取得事業特別会計決算)に反対する。第6号議案については、特に、京都・亀岡保津川公園用地取得に関わって反対する。京都・亀岡保津川公園は当初、京都スタジアム(仮称)用地として取得されたものである。駅北用地については、洪水、環境、交通渋滞、財政問題等多くの市民、また、専門家団体から指摘されてきた。十分な調査がなされないまま、場所先にありきで進められてきた経過があり、賛成できない。第13号議案についても、同じく京都スタジアム(仮称)に関わるものであり、反対する。

<小松委員>

第6号議案(一般会計決算)に賛成する。平成26年度より市税が100億円を切る大変厳しい財政状況の中、概ね適正な執行状況である。

<藤本委員>

第6号議案(一般会計決算)に賛成する。平成28年度一般会計は、実質収支において4億3,103万円の黒字決算であり、先ほど各分科会委員長の報告にもあった通り、概ね予算に沿って事業執行されている。

<平本委員>

第6号議案(一般会計決算)に賛成する。大変厳しい予算の中、概ね適正に執行されている。

<酒井委員>

第6号議案(一般会計決算)、第13号議案(土地取得事業特別会計決算)に賛成する。駅北の用地はすでに全体を取得しているのに、一部だけ残しても仕方ないのではないか。公園は造ると言われているので、今回の第6号議案、第13号議案に関してだけ言っても仕方がないと思う。全体を買うときには予算にも反対したが、一部を残しておいても、かえっ

て損害になると思う。

13 : 04

#### (5) 採決

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 第6号議案（一般会計）       | 賛成多数（三上、田中、並河、馬場反対） |
| 第7号議案（国保会計）       | 全員賛成                |
| 第8号議案（簡易水道会計）     | 全員賛成                |
| 第9号議案（休日診療会計）     | 全員賛成                |
| 第10号議案（地域下水会計）    | 全員賛成                |
| 第11号議案（介護保険会計）    | 全員賛成                |
| 第12号議案（後期高齢会計）    | 全員賛成                |
| 第13号議案（土地取得会計）    | 賛成多数（三上、田中、並河、馬場反対） |
| 第14号議案（曾我部山林会計）   | 全員賛成                |
| 第15号議案（上水道会計）     | 全員賛成                |
| 第16号議案（下水道会計）     | 全員賛成                |
| 第17号議案（病院会計）      | 全員賛成                |
| 第18～47号議案（30財産区）  | 全員賛成                |
| 第51号議案（上水道未処分剰余金） | 全員賛成                |
| 第52号議案（下水道未処分剰余金） | 全員賛成                |

#### (6) 指摘要望

<小島委員長>

まず、各分科会の指摘要望事項について、全体会の指摘要望事項とすることによいか。

<酒井委員>

環境厚生分科会の指摘要望事項については、附帯決議にしていきたいと思います。

<小島委員長>

附帯決議案として、文書で示していきたいと思います。

<酒井委員>

指摘要望事項の文案そのものを附帯決議としていきたいと思います。

[質疑（附帯決議）]

<小島委員長>

指摘要望事項の文案を附帯決議とする意見が出た。これについて質疑はないか。

<木曾委員>

環境厚生分科会での経過が分からない。なぜ、この指摘要望事項となったのか。委員長報告とするのがよいとする意見や酒井委員の意見もある。全体会の中で言っていただくのは全然かまわないが、その経過を教えてください。

<小川副委員長>

環境厚生分科会の審査の中で、老人福祉センターについての意見が出て

いた。附帯決議とする意見もあったが、最終的に当委員会としては、指摘要望事項とすることで確認した。

<酒井委員>

分科会としては指摘要望事項としておき、全体会で附帯決議とするかを諮るということは、委員会として合意した内容ではないか。分科会としては、附帯決議でいくという議論のままである。

<小川副委員長>

環境厚生分科会としては、委員長報告に上げるということで、最終的に確認した。

<酒井委員>

流れとして、分科会では指摘要望事項として上げ、委員長報告に記載されるが、それは全体会で附帯決議にするためのものとしていた。それを覆すという話は一切出てこなかったので、そのような認識をしている委員はいないはずである。

<小川副委員長>

環境厚生分科会では、附帯決議にしてはどうかという議論もあったが、最終的に指摘要望事項として、委員長報告に上げるということで話をした。

<酒井委員>

附帯決議にしないという話は一切出ていなかった。分科会でどのような議論があったかは別にしても、お諮りいただいたらよいのではないか。

<小島委員長>

酒井委員から提案があるので、ここで議論することでよい。

<湊議長>

委員会に付託して、お任せしている。委員会の報告は指摘要望事項で上がっているのに、附帯決議という議論にはならないのではないか。各委員が承知されている通りだと思うので、しっかりと意見を述べていただきたい。委員会で責任を持って、一致してまとめていただきたい。

<小島委員長>

他の環境厚生分科会委員の意見はどうか。

<酒井委員>

附帯決議を上げるときの流れを説明いただきたい。分科会で指摘要望事項としておき、全体会で諮るのではないのか。

<議事調査係長>

元々、環境厚生分科会で附帯決議を上げる議論があったので、その意見については、決算特別委員会全体会で議論いただくこととして説明した。

<酒井委員>

全体会で諮っていただけたらよいと考える。

<馬場委員>

全体会で協議することになると考える。

<酒井委員>

馬場委員は、全体会として産業建設分科会の件で反対するため、どうしたらよいかという話をされていた。附帯決議を上げることでは、一致し

ていた。

<小島委員長>

私は環境厚生分科会では、附帯決議には反対していた。

<富谷委員>

環境厚生分科会では指摘要望事項として上げ、附帯決議とするかは全体会で議論する認識でいた。

<木曾委員>

そうであれば、委員長報告をしっかりとしなければならない。委員長報告で指摘要望事項とすることで上げられていたが、全体会で付帯決議を議論するという報告を、委員長がしなければならない。決めたことを報告しなければ議論にならない。

<酒井委員>

全体会で諮っていただいているのでよい。委員長報告には問題はなかった。附帯決議として諮ることすら嫌なのか。

<福井委員>

環境厚生分科会で、全員が附帯決議に賛成していたとおっしゃられたが、委員長報告では指摘要望事項として報告されている。その部分を解明しないといけない。附帯決議については、単独でやればよいが、それ以前にどちらが本当なのかわからない。

<酒井委員>

附帯決議とすることについて、納得しているということは一致している部分である。委員長報告にはないとされているが、それは今お諮りいただければよいのではないか。

<木曾委員>

分科会の中で附帯決議の話があったかどうかはわからない。報告は指摘要望事項としてまとまったということを聞いたが、これを全体会で議論することは聞いてない。なぜ、初めから分科会でまとめてこなかったのか。

<小川副委員長>

委員会としては、附帯決議にするという意見もあったが、最終的には指摘要望事項とすることでまとまったと認識している。

<小島委員長>

酒井委員から附帯決議案が出された。文面は指摘要望事項の内容と同じである。採決したいと考えるがどうか。

<福井委員>

環境厚生分科会委員は、詳しく知っているが、全体会で採決する前に、その内容を詳しく教えていただかないと、委員会としては成り立たないと思う。

<小島委員長>

あらためて、酒井委員から提案した内容を説明いただきたい。

<酒井委員>

全体会で委員間討議をしたかったが、なくなってしまった。老人福祉センターは、色々な経緯がある。市の所有であるが、昭和50年に亀岡地

区自治会、財産区管理会、土地改良区の３者に無償で使っていただくことを条件に、寄附を受けたという答弁があった。その場合、地方自治法上の負担付きの寄附の受入れと、行政財産の無償貸付の議決が、その当時に必要ではなかったかということが疑問である。現在は、委託の形で管理いただいているが、地方自治法が平成１５年に改正されたので、指定管理か直営でしか運用できないこととなっている。改正前から、管理を任せていた団体がある場合には、平成１８年までの３年間、猶予期間の措置があったが、いまだに委託で管理されているのは、地方自治法に反するのではないか。それについて、再度執行部に来ていただき、説明を受けた。地方自治法に適合するよう、管理形態を見直さなければならないことについて、指摘要望事項として委員長報告に含めるということであった。指摘要望事項は執行部がその通りにしなくても、そのままになってしまったことが何度も続いていたのではないか。執行部も指定管理することを考えなければいけない。内部で整理がつかないということだと思うので、それを後押しする意味で、議会として附帯決議するのがよいという意見が分科会であった。まずは分科会で、指摘要望事項として文面をまとめ、附帯決議としての意見がある場合は、附帯決議とするかについて諮っていくという説明であった。その流れに則ってやっており、手続きとしては問題ないと思っている。賛否を問うものであり、原案に反対される委員も、賛成することができるものであることも確認した。有効だと考えられるのであれば、附帯決議としていただきたい。これを機に、管理のあり方が見直されるようにしていきたいと思う。使用の仕方の問題になっていたのは、どのような団体であっても、目的外使用するのであれば、手続きとしては、文書で提出しなくてはならない。答弁では、していないとのことであった。つまり、申請されていないこととなる。特別な経過があって、こうなっているという説明であったが、公平性に欠け、適正性も確保しなければならないということも内容に含まれている。できれば、文化センターの管理運営とあわせて議論したうえで、市が所有する施設の利用について、手続きの適正化や管理の仕方について議論して、新たな附帯決議案がまとめればよいと思うが、委員間討議はなかった。

<小島委員長>

これに対する質疑はないか。

<竹田委員>

理事者への質疑の中で、この項目について、今までこうしてきたから、今後も続けると言われているのか、改善するという答弁があったのかどうか確認したい。

<酒井委員>

よい方向に向かっていけるようにしたいと、はっきりとは言われたい。やるのかやらないについても言われたい。改善するという言い方もされない。明言を避けられたので、やりにくい部分があるだろうと思う。そこで附帯決議で提案する議論になった。明確にやっておかなければ、整理がつかない状況が続いていくと危惧している。議会としては、はっき

りさせればよいのではないか。

<竹田委員>

もし、このままでいくというのであれば、附帯決議もよいと思うが、一步踏み切れないというニュアンスがあるものの、よい方向性を示しているのであれば、指摘要望事項でよいのではないか。

<酒井委員>

指摘要望事項は今までやってきているが、なかなかなされてこなかったのではないか。方向性については、長年議論して、まだ整理がつかない。地方自治法に反した状態になるのに、平成15年から10年以上経っている。今まで整理がつかなかったことが、どうして指摘要望事項だけで整理がつくのか。附帯決議として、議会から言われたということにするのがよいのではないか。これを機に、色々な管理をきっちりしていただきたいということを含めて議論し、まとめればよいと思う。

<齊藤委員>

附帯決議の前さばきができていなかったのも、暫時休憩して会派で議論してはどうか。

<小島委員長>

暫時休憩する。

13 : 33

<休憩 13 : 33 ~ 14 : 20>

14 : 20

<小島委員長>

附帯決議についての質疑はないか。

(なし)

<小島委員長>

附帯決議と指摘要望事項について、事務局からあらためて説明いただきたい。

<議事調査係長>

会議運営上の附帯決議としては、要望事項を委員会で決定し、委員長報告の中で報告することにとどめるものがある。これが1つ目の方法であり、亀岡市議会では、従来から指摘要望事項として運用いただいていたものである。もう1つは、文書で案を示していただき、本会議または、委員会でその内容について、議決するものがある。これを附帯決議としている。また、各定例会の常任委員会での議案審査や決算特別委員会での指摘要望事項については、翌年度の当初予算を審査する予算特別委員会において、当初予算案にどのように反映したか、部長から冒頭に説明いただいている。執行部としては、反映するよう努めていただいております。この点については了解いただきたいと思います。

<小島委員長>

これから指摘要望事項については、予算への反映について、予算特

別委員会の冒頭で説明いただいている。

[討論（附帯決議）]

<奥村委員>

理事者にとって、指摘要望事項は重要なことである。それが履行されているかどうかを考えていくことは大切であるが、この件を附帯決議にする必要はないと考える。

<馬場委員>

全体会で議会の意思を示す附帯決議を上げるべきである。一部分は認定としても、全体としては認定できない場合がある。指摘要望事項は、賛成者の意見としているので、賛成者、反対者が議会全体の意思として、附帯決議をあげるべきだと考える。

<酒井委員>

附帯決議はメリットしかないのではないか。全体の決算認定に反対の委員も、これに参画できるという意味で附帯決議することに賛成する。

<福井委員>

附帯決議に反対する。指摘要望事項としての取り扱いは、決して軽いものではない。決算の指摘要望事項を、予算特別委員会でどう対応したかについて返答をもらうこととしている。今回の件は、執行部以外の相手がある。老人福祉センターについては、指摘要望事項を過去に付けたことはない。今回は、しっかりと形をつくってもらうための指摘要望事項として、半年間様子をみて、次回できないのであれば、附帯決議とすればよいのではないか。

<竹田委員>

反対する。単にあげるのではなく、重き議論があったことを十二分に反映させたい。指摘要望事項とすればよい。

<藤本委員>

指摘要望事項とすることでよい。今後、指定管理にならないのであれば、当初予算に反映されるか、しっかりとチェックしていくこととして、十分に見極めていきたい。

[採決（附帯決議）]

賛成少数（賛成者：酒井、三上、田中、並河、馬場）

<小島委員長>

総務文教分科会に関する内容について、意見はないか。

（なし）

<小島委員長>

各分科会の指摘要望事項を全体会の指摘要望事項とする。

—全員—

（７）事務事業評価結果の決定

異議なし〔決定〕

### 3 その他

#### (1) 決算特別委員会委員長報告について

〔正副委員長一任を確認〕

#### (2) 議会だよりについて

〔正副委員長一任を確認〕

〔小川副委員長 あいさつ〕

〔湊議長 あいさつ〕

〔小島委員長 閉議〕

散会 14 : 36